

2024年8月14日

各位

会社名 株式会社バルコス
(コード番号 7790 TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役社長 山本 敬
問合せ先 管理部長 佐伯 英樹
TEL 0858-48-1440
URL <https://www.barcos.jp/>

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年9月24日開催予定の臨時株主総会に「定款一部変更の件」を第1号議案として付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社は、会社法第2条第6号に定める大会社には該当しておりませんが、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、会計監査人を設置するため、第37条（選任方法）、第38条（任期）、第39条（報酬等）、第40条（会計監査人の責任免除）を新設するものであります。
詳細につきましては、本日付け「会計監査人の選任に関するお知らせ」をご参照ください。
- (2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機 関)	(機 関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほ	第4条 当社は、株主総会および取締役のほ

<p>か、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 (新設)</p> <p>第5条～第36条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>か、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第36条 (現行どおり)</p> <p><u>第6章 会計監査人</u></p> <p><u>(選任方法)</u></p> <p><u>第37条 会計監査人は、株主総会の決議によ</u> <u>って選任する。</u></p> <p><u>(任期)</u></p> <p><u>第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以</u> <u>内に終了する事業年度のうち最終のものに</u> <u>する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>② 会計監査人は前項の定時株主総会におい</u> <u>て別段の決議がされなかったときは、当該定</u> <u>時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役</u> <u>が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p><u>(会計監査人の責任免除)</u></p> <p><u>第40条 当社は、会社法第426条第1項</u> <u>の規定により、任務を怠ったことによる会計監</u> <u>査人(会計監査人であった者を含む。)の損害</u> <u>賠償責任を、法令の限度において、取締役会の</u> <u>決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>② 当社は、会社法第427条第1項の規定</u> <u>により、会計監査人との間に、任務を怠ったこ</u> <u>とによる損害賠償責任を限定する契約を締結</u></p>
---	--

<p>第 <u>6</u> 章 計 算</p> <p>第<u>37</u>条～第<u>40</u>条（条文省略）</p>	<p>することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 <u>7</u> 章 計 算</p> <p>第<u>41</u>条～第<u>44</u>条（条数繰り下げ、条文は現行どおり）</p>
--	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2024年9月24日（木）
定款変更の効力発生日	2024年9月24日（木）

以上